

審査基準整理票

処分名	指定障害児通所支援事業者の指定		
根拠法令名	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）	（条項）第21条の5の15第1項	
基準法令名	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） 大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年3月31日条例第31号）	（条項） 児童福祉法第21条の5の15第3項	
所管部署	健康福祉部 福祉指導監査課		
標準処理期間	60日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p style="margin-top: 20px;">指定障害児通所支援事業者の指定の基準は、児童福祉法第21条の5の15第3項の各号に該当しないこと及び大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定める基準を満たすこと。</p> <p>参考 [根拠法令] 児童福祉法 第二十一条の五の十五 第二十一条の五の三第一項の指定は、内閣府令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所(以下「障害児通所支援事業所」という。)ごとに行う。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。